

広島県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽出庭向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字堂風呂九五二番一、二地 先から 安芸高田市向原町坂字堂風呂九一六番九地先 まで		五・四〇〇、六 ・七〇	一〇・一〇〇、 一九・二〇〇	三四・九〇	拡幅